

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第40号） 新旧対照表

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第40号）		備考
現 行	改正（案）	
<p>（職員の基準）</p> <p>第5条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>(4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(6) 栄養士 1以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>(3) 看護職員 次の要件に該当する数</p> <p>ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>3 第1項第3号又は前項第1号の生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としなければならない。</p> <p>4 第1項第4号又は第2項第2号の支援員のうち、1人を主任支援員としなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>6 第1項、第2項、第10項及び第12項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>7 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>（職員の基準）</p> <p>第5条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>(4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(6) 栄養士 1以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>(3) 看護職員 次の要件に該当する数</p> <p>ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>3 第1項第3号又は前項第1号の生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としなければならない。</p> <p>4 第1項第4号又は第2項第2号の支援員のうち、1人を主任支援員としなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>6 第1項、第2項、第10項及び第12項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>7 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	

<p>8 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 <u>又は</u> 病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>9 第3項の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がないものについては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。</p> <p>11 第4項の主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>12 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。</p> <p>13 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>14 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (<u>新設</u>) (2) 病院（病床数100以上の病院に限る。） 栄養士 (3) 診療所 事務員その他の職員</p>	<p>8 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院又は</u> 病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>9 第3項の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がないものについては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。</p> <p>11 第4項の主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>12 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。</p> <p>13 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>14 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (2) <u>介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u> (3) 病院（病床数100以上の病院に限る。） 栄養士 (4) 診療所 事務員その他の職員</p>	<p>介護保険法に介護医療院が追加</p> <p>介護保険法に介護医療院が追加</p>
<p>(<u>新設</u>)</p>	<p>(<u>身体的拘束等の適正化を図るための措置</u>) 第6条 条例第15条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 (1) <u>当該養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置の規定を新設</p>
<p>(生活相談員の業務) 第6条 略</p> <p>(感染症等の防止措置) 第7条 略</p> <p>(事故発生の防止措置等) 第8条 略</p> <p>(暴力団員の排除) 第9条 略</p>	<p>(生活相談員の業務) 第7条 略</p> <p>(感染症等の防止措置) 第8条 略</p> <p>(事故発生の防止措置等) 第9条 略</p> <p>(暴力団員の排除) 第10条 略</p>	<p>以下条ずれ（以降の本則、附則、別表、他例規等にハネ改正はなし）</p>

(その他)  
第10条 略

(その他)  
第11条 略